

研究許可書の申請に必要な書類：

1. 非居住者が申請者の場合、研究許可証の申請は 5 部複製で以下に提出すること：

Permanent Secretary

Ministry of Science and Technology

P.O. Box 30040,

Nairobi, Kenya

提出は、申請者が研究開始を希望する日の少なくとも 2 ヶ月前には、行ってください。

2. 研究クリアランス申請書式には、以下のものを添付すること：

- ・申請者全員の包括的な履歴書(5 部複製)。
- ・包括的なプロジェクト案であって、目標、仮説、方法論、文献の概観、研究結果の想定用途などの詳細を含むもの(5 部複製)。
- ・もしあれば、スポンサーからの手紙(5 部複製)。スポンサーとは、プロジェクトに対して主な財政的・物質的支援を提供する個人または団体のことである。
- ・申請者の現在のパスポートサイズの写真 3 枚。スポンサーまたはリファレンスによって適切に裏書きされたもの。

3. 申請者は下記の研究申請料を支払わなければなりません。また、この申請料は払い戻しすることができません。現金、または地元銀行小切手でお支払いください。

Permanent Secretary

Ministry of Science and Technology

P.O. Box 30040,

Nairobi, Kenya

申請料：

- (a) 附属学生：100 US ドル(または 12,000 円)
- (b) 研究(学校)：300 US ドル(または 36,000 円)
- (c) 研究(非学校)：400 US ドル(または 48,000 円)
- (d) 研究機関：500 US ドル(または 60,000 円)
- (e) 延長：当該料金の半額

4. ケニア内での研究の実施を許可された申請者は、研究終了時に研究成果(ノートや方法論を含む)を最低 4 部、省(Ministry of Science and Technology)に提出しなければなりません。もし、研究をケニア国外で完成させる場合は、生の未完資料を国外に持ち出す前に、所属機関と関連政府部局による許可を得てください。最終研究報告書は、省が書面での延長を

認めない限り、申請書に記載された完了日から一年以内に提出しなければなりません。最終研究報告書は製本して、提出してください。

5. 1年より以上かかるプロジェクトについては、所属機関によって適切に裏書きされた進捗報告書を2部、一年ごとに省に提出しなければなりません。

6. 研究者は、利用可能にされた資料、または文書の紛失または損傷についての責任を負います。

7. 研究作業の過程で得られた資料、標本、情報、または文書をケニア共和国の利益に反する方法で利用または処分することは禁止されています。

8. ケニアの関係公立研究機関との連合/提携は、計画中または締結済にかかわらず必ず、申請書に記載してください(パート II No.4 参照)。提携を交渉して必要な証拠書類を提供することは、申請者の責任です。提携が確認されるまで、研究許可証は発行されません。提携目的に承認された機関のリストを、申請書式への附属書として提出してください。

9. 短期及び中期のプロジェクトの場合、研究許可証は3年を限度に発行され、1年間の更新が可能です。更新の申請は、公式研究クリアランス更新申請書式で行なってください。また、許可証の期限が終了する、少なくとも3カ月前に省に提出をお願いします。

10. 3年より長くかかる長期プロジェクトの場合、申請者は申請書を提出する前に、省からさらに情報を提出するように指示されます。

11. ケニア政府は、プロジェクトのデータと研究施設へのアクセス権を持ちます。

12. ケニアで、以前に実施した研究作業に関して十分な最終報告書を提出していない者は、新規のプロジェクトについての許可を得られないことがあります。

13. スポンサーをしている機関とリファレンスは、自分たちの支援している研究者が上記の規則を遵守するよう管理責任があります。規則違反は、同じ機関またはリファレンスが支援している他の研究者への、許可の拒否につながる可能性があります。

14. ケニア国内で研究をする申請者は必ず、省が申請に対する認定書を発行した後に、ケニアに入国してください。異なる種類のビザ、すなわち観光ビザ、ビジネスビザなどでケニアに入国した潜在的研究者は、自動的に、ケニア内での研究地位を得る資格を失ってしまいます。